

タイにおける微生物寄託に係る実務

Tilleke & Gibbins (Thailand)

Titikaan Ungbhakorn
(弁護士および特許弁理士)



Tilleke & Gibbins は 1890 年に設立された東南アジアを代表する知財事務所の一つである。Titikaan Ungbhakorn 氏は弁護士および特許弁理士の資格を有し、国内調査に加え、タイ国特許法や特許権に関するアドバイスも担当する。

タイにおける微生物寄託と特許出願

新規な微生物に関連する発明についての特許出願は、当該微生物の寄託証明書、もしくは当該微生物の性質および特徴を示す書類、またはその両方を含んでいなければならない。寄託証明書は、タイ知的財産局（DIP）が指定した寄託機関により発行されたものでなければならないが、指定した寄託機関から証明書を入手できない場合、実務上、当該証明書を提出できない理由を説明する文書を提出することで、DIP は未指定の寄託機関により発行された証明書も容認している。

微生物寄託と特許出願の詳細及び留意点

1. 寄託機関

タイ特許法第 17 条およびタイ特許規則第 2 条に基づき、新規な微生物に関連する発明についての特許出願は、当該微生物の寄託証明書、もしくは当該微生物の性質および特徴を示す書類、またはその両方を含んでいなければならない。

かかる証明書は、1999 年 9 月 27 日付けの DIP の通達において指定された寄託機関により発行されたものでなければならない。この通達において指定された寄託機関の最新リストは以下の通りであり、25 の国際寄託機関および 2 つの国内寄託機関が指定されている。

国際寄託機関

- Agricultural Research Service Culture Collection (NRRL) 、米国
- American Type Culture Collection (ATCC) 、米国
- Australian Government Analytical Laboratories (AGAL) 、オーストラリア
- Centraai Bureau Voor Schimmel Cultures (CBS) 、オランダ
- Collection Nationale De Cultures De Micro Organisms (CNCM) 、フランス
- Culture Collection of Algae and Protozoa (CCAP) 、英国
- DSM-Deutsche Sammlung Von Mikroorganismen und Zellkulturen GmbH、ドイツ
- European Collection of Animal Cell Cultures (ECACC) 、英国
- Fermentation Research Institute (FRI) 、日本
- Imet-Nationale Sammlung Von Mikroorganismen、ドイツ
- Institute of Micro-Organism Biochemistry and Physiology of the USSR Academy of Science (IBFM) 、ロシア
- International Mycological Institute (IMI) 、英国
- Korean Collection for Type Cultures (KCTC) 、韓国
- Korean Culture Center of Microorganisms (KCCM) 、韓国
- Mezogazdasagl Es Lpari Mikroorganizmusok Magyar Nemzeti Gyujtemenye (MIMNG) 、ハンガリー
- National Bank for Industrial Microorganisms and Cell Cultures (NBIMCC)、ブルガリア
- National Collection of Food Bacteria (NCFB) 、英国
- National Collections of Industrial and Marine Bacteria Ltd. (NCIMB) 、英国
- National Collection of Type Cultures (NCTC) 、英国
- National Collection of Yeast Cultures (NCYC) 、英国
- USSR Research Institute for Antibiotics of the USSR Ministry of the Medical and Microbiological Industry (VNIIA) 、ロシア

- USSR Research Institute for Genetics and Industrial Microorganism Breeding of the USSR Ministry of the Medical and Microbiological Industry (VNIT GENETIKA) 、ロシア
- Collection Nationale De Micro Organisms (CNCM) 、フランス
- Institute for Fermentation Osaka (IFO) 、日本
- Forschungsinstitut Borstel (FIB) 、ドイツ

タイの国内寄託機関

- National Center for Genetic Engineering and Biotechnology、タイ国立科学技術開発庁
- Genetic Engineering Operation Unit、カムペーンキャンパス、カセサート大学

2. 出願に必要な書類

特許出願要件を満たす上で、出願人は上記のいずれかの寄託機関により発行された証明書のコピーを提出できる。ただし、この書類は、原本の真正かつ正確な写しとして認証されていなければならない、タイ語訳と一緒に提出する必要がある。

新規な微生物に関する発明の特許出願要件を満たすには、認証済み委任状および署名済み譲渡証といった他の所定の書類に加えて、上記の証明書が不可欠である。証明書および他の所定の書類を DIP に提出し、特許出願要件が満たされると、審査官はその後、予備審査として所定の書類およびクレームについて審査する。出願が次の公開段階へ進むには、所定の書類に不備があってはならず、かつ、クレームがタイ特許法に規定された特許を受けられない主題に関するものであってはならない。

3. 新規な微生物に関する発明の審査

現行の特許出願・小特許出願審査ガイドライン（B.E. 2555/A.D. 2012）の規定に従い、審査官は、その発明にかかる微生物が周知の微生物かどうか、または当業者がその微生物を容易に理解し製造できるかどうかを審査する。例えば、微生物学的方法において、パンの製造に酵母が使用される場合、酵母はパン製造業者の間では周知であるため、出願人は当該酵母に関する特許出願をする際に、酵母の試料を寄託機関に寄託する必要はなく、当該酵母の寄託証明書を提出する必要もない。

一方、新規な微生物に関して、出願人は当該微生物の特徴を特定するとともに、その由来を解説または特定する、十分な説明および詳細な情報を提出しなければならない。出願人が当該微生物を取得した方法について十分な情報を提供せず、当該微生物が新規な未知の菌株と思われる場合には、審査官はオフィスアクションを発行し、証明書を提出するよう出願人に要求する。証明書を提出しない場合、当該出願の詳細な説明は不明確かつ不十分とみなされる。本分野において過去 15 年に発行されたオフィスアクションの多くは、証明書の提出または証明書のタイ語訳の提出を出願人に要求するものであった。

4. 指定されていない寄託機関により発行された証明書

PCT 国際出願に基づくタイ国内段階出願について、出願人が国際段階で DIP により指定されていない寄託機関から発行された証明書を提出していた場合、出願人は DIP に当該証明書のコピーを提出できるか問い合わせることができる。

実務上、DIP により指定されていない寄託機関から発行された証明書のコピーは、出願人が DIP 指定の寄託機関から証明書を入手できない場合には、DIP により容認される可能性がある。これに関して出願人は、DIP 指定の寄託機関により発行された証明書を提出できない理由を説明する文書を提出しなければならない。前記文書を提出しない場合、オフィスアクションが発行される可能性がある。なお、注意すべき重要な点として、WIPO（世界知的所有権機関）への証明書の提出を確認す

る書式 PCT/RO/134 のコピーを提出しても、タイにおける出願要件は満たされない。

DIP は 1999 年から寄託機関リストを更新しておらず、現状を考えると、当該寄託機関リストを見直すべき時期にきているように見える。また、DIP は寄託機関の指定に関する特別な資格を定めていない。実務上、DIP は指定寄託機関から証明書を入手できない場合に、未指定の寄託機関により発行された証明書を容認している。そのため、現在の DIP の実務に合わせて、指定寄託機関と同じ資格を有する他の寄託機関をリストに含めるべきであると考えられる。

■ 参考情報

- ・タイ特許法 17 条
- ・タイ特許規則 2 条

(編集協力：日本技術貿易株式会社)